

○ 酒類の研究【財務省】

◆酒税関連物件の高度な分析・鑑定として、平成16年度については9月末時点で124点行っているとのことであるが、主な内容を具体的に説明願いたい。また、酒税の適正・公平な賦課の実現に資するための業務について、全体の業務に占める割合（成果の割合など）はどの程度なのか過去3年間の経年変化を示されたい。

- 酒税関連物件の高度な分析・鑑定としては、例えば、ビール、発泡酒及びビール風味のアルコール飲料などの一見して税率区分が明確でない酒類や原料・製造方法等について疑義がある酒類の課税判定のために成分等の分析・鑑定を実施する場合のほか、課税上の取扱いを検討するために原料・製造方法等の違いによる成分の変化等を分析する場合がある。
- こうした高度な分析・鑑定を行うためには、酒類に関する幅広い知見が必要とされ、それは酒類に関する研究によって確保されている。例えば、酒税法においては、一連の製造工程が終了した後に香味付けなどの物質を添加した場合には種類区分が変わることがあり、酒類中の香味成分が醸造工程で自然に発生したものであるかどうかを的確に分析・鑑定するためには、酒類及び酒類製造工程に関する幅広い研究が必要である。したがって、酒類総合研究所が行っている研究全体が適正・公平な賦課の実現に資するものであり、これを区分することは困難である。

◆単なる研究は、民間で行えることであり、国が直接行わなければならない理由は、見当たらない。研究所を民営化することのデメリットが何か伺いたい。

- 上記のとおり、酒類総合研究所が行っている研究は、その全体が適正・公平な賦課の実現に資するものであり、国が行う必要がある。
- 酒類は、発酵過程における温度変化や、微生物の活動状況などの影響を大きく受けるため、同じ原料・製造方法によって製造した場合でも、容器ごとに品質に差が生じたり、場合によっては健康に害を与える物質が発生する可能性がある。したがって、消費者の立場からの酒類の品質・安全性の確保のための研究は、国の責任において確実に実施する必要がある。
- 酒税の納税者である酒類メーカーは、そのほとんどが独自の研究機関を持たない中小企業である。そのため、原料や製造工程に関する技術的な研究はもちろんのこと、醸造関連微生物等に関する基礎的・基盤的研究を行い、その情報を広く提供することは、国の行政として必要である。

(参考) 平成16年度版科学技術白書において、「我が国には明治時代以降の近代化以前から、各地に様々な技術・技能が生まれ、発展してきたが、現代において、こうした伝統技術・技能が最先端の技術と結びついて新たな発展を遂げている事例が見られる。このような我が国固有の優れた伝統的技術・技能を再評価し、現代に活かしていくことも重要であろう」と記載されているが、我が国の伝統的な醸造技術が最先端のバイオテクノロジー技術と結

びついて、新たな発展を遂げる可能性も十分にあり、国としてこれらの分野に対する関与をやめてしまうようなことは日本の産業に大きなダメージを与えることになりかねないと考える。

- 「科学技術基本計画」(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定)において、独立行政法人研究機関(及び国立試験研究機関、公設試験研究機関)は、「政策目的の達成を使命とし、我が国の科学技術の向上につながる基礎的・先導的研究及び政策的ニーズに沿った具体的な目標を掲げた体系的・総合的研究を中心に重点的に研究開発を行う」こととされ、「国家的・社会的ニーズを踏まえた研究やその将来の発展に向けた基盤的な研究等、各機関の任務遂行のための研究を実施」とされている。

(参考) 科学技術基本計画において、「ライフサイエンス分野の研究開発水準については、我が国は、イネゲノム、特定の微生物ゲノムの解読・研究、家畜のクローン技術では欧米と競っているなど一部は高い水準にあるが、全般的に欧米に比して遅れを取っている」と指摘されているが、「特定の微生物ゲノムの解読・研究」は、酒類総合研究所の蓄積された研究成果を基本として、微生物ゲノム研究に関するノウハウを有する他の独立行政法人研究機関等との共同研究により実施している醸造用微生物に関するものである。

◆ 「独立行政法人酒類総合研究所の中期目標の公表について (H13.4 月.国税庁)」による業務内容によると、課税行政に関わる業務は、非常に限られた部分であり、多くの業務を基礎研究等を行っているように見受けられる。酒類総合研究所の組織毎の予算及び人数、また課税に関わる組織がどの組織であり、どのような判断を行っているのか示されたい。

- 酒類総合研究所の研究関係組織(研究職員 39 名)の人数及び予算は、下記のとおりである。組織は酒類に関する業務を分野別に分けている。

酒類総合研究所の組織、人数及び予算(研究関係)〈平成 16 年度〉

研究室名	主な業務内容	人数(人)	予算(百万円)
研究企画室	研究業務の総括・企画・連絡調整	3	5 8
酒類理化学研究室	理化学的特性・生理的機能の解明・安全性	3	2 8
分析評価研究室	品質評価に関する研究・開発	3	3 9
原料研究室	原料の特性解明・利用	5	2 6
プロセス工学研究室	製造工程の工学的研究・開発	3	1 8
環境保全研究室	環境保全技術の開発、醸造副産物の利用	3	3 1
技術開発研究室	新技術・新製品の研究・開発	4	1 9
微生物研究室	微生物の特性及び利用	3	4 2

遺伝子工学研究室	微生物遺伝子の機能解明・利用	3	27
酵素工学研究室	酵素の機能解明・利用	3	27
酒類情報室	情報の収集・整理・提供	2	18
技術指導室	受託試験醸造、講習	4	17
合計		39	350

- 酒税関連物件の分析・鑑定や課税上の基準等を検討するための分析などは、研究企画室において業務の実施に最適な研究室を定めて実施しているため、課税に関わる組織としては全研究室が該当することとなる。

また、酒税の検査等に用いる国税庁所定分析法については、その内容が酒類のアルコール分、エキス分等の酒類の成分から原料、製造工程に関するものまで広く及んでいるため、全研究室が担当して策定及び改良を行っている。